

5月臨時会

令和7年第2回臨時会は5月20日に開催し、議会の構成替えのほか、町から提出された条例の一部改正、令和6年度一般会計補正予算等の専決処分事項の報告を承認しました。

専決処分を承認

条例改正

税条例の一部改正

個人町民税

- ・給与所得控除を65万円に引き上げる
- ・19歳以上23歳未満の子等の合計所得が95万円を超えた場合に、親等が段階的に一定額の控除が受けられる特定親族特別控除を創設
- ・同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下に引き上げる
- ・住宅ローン控除について、子育て世帯等における借入限度額に一定の上乗せ措置を講ずる制度を1年延長する

固定資産税

- ・新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係る軽減措置を2年延長する

軽自動車税

- ・二輪車の車両区分について、新基準原付バイクの軽自動車税種別割の税率を、年額2千円と定める

町たばこ税

- ・加熱式たばこの課税方式の見直しを行い、紙その他これに類するもので巻いた加熱式たばこ0・35gをもって紙巻たばこ1本に換算し、それ以外の加熱式たばこ0・2gをもって紙巻たばこ1本に換算する

国民健康保険税 条例の一部改正

- ・国民健康保険税の基礎課税限度額を66万円に引き上げる

- ・後期高齢者支援金等課税限度額を26万円に引き上げる

- ・低所得者の負担軽減に係る軽減判定所得について、対象となる世帯の算定に用いる被保険者等の数に乘すべき金額を、5割軽減は30万5千円に、2割軽減は56万円に引き上げる



一般会計補正予算

令和6年度一般会計補正予算(第9号)

地方譲与税、配当割交付金や特別交付税の確定、また町民税の最終見込み等により、1億1597万円を増額し、総額が77億4703万円となった。

令和6年度一般会計補正予算(第9号)(主なもの)

歳出

- ・保健福祉等複合施設整備基金への積立金 3億4,000万円
- ・森林づくり基金への積立金 93万円

特別会計補正予算

- ◆令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号) 保険給付費等減額に伴い、1億1656万円を減額し、総額が12億2447万円となった。

- ◆令和6年度介護保険特別会計補正予算(第5号) 保険給付費等減額に伴い、5485万円を減額し、総額が13億5962万円となった。

- ◆令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) 保険料の確定等により、65万円を減額し、総額が2億8533万円となった。

専決処分とは？

議会の議決すべき条例や予算などについて「特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合」などにおいて、町長が議会に代わって意思決定すること。

専決処分をした場合は、次の議会で報告し、承認を求めなければならぬとされている。

